相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市中町四丁目四番地一五、最後の住所愛知県岡崎市稲熊町字七丁目四一番地四八　被相続人　亡　中村　昭仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

愛知県海部郡蟹江町今一丁目一六番地

相続財産管理人　永井　克尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市加木屋町東大堀一八番地二、最後の住所愛知県知多市八幡字勘右エ門沢六九番地の三　被相続人　亡　千葉　節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

愛知県半田市柊町一丁目二一七番八　手島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　手島　嘉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県上野市摺見五一三番地、最後の住所大阪府豊中市服部豊町二丁目四番一〇号　被相続人　亡　松本　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階　井口喜久治綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市旭区高殿七丁目六五番地、最後の住所大阪市旭区高殿七丁目一一番二五号　被相続人　亡　山本　壽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階　井口喜久治綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市貴志川町神戸一〇七番地二七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西川　哲弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所和歌山市小松原通三丁目六八番地TEビル二階

相続財産管理人　司法書士　上代　浩嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市長沢町四八六番地四〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日下　政善

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

島根県浜田市三隅町東平原三一〇番地六

相続財産管理人　三浦　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島阿賀崎五丁目一八〇番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島一丁目九番四四号　被相続人　亡　小山　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

事務所岡山県倉敷市玉島一五三四―九

相続財産管理人　弁護士　岡本　健史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区田野浦二丁目七五〇番地、最後の住所福岡県北九州市門司区清見三丁目五番二―三〇六号　被相続人　亡　岡田　伸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十二日

福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイヤービル六階ひびき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河原　一雅

任意清算公告

当社は、平成二十五年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十二日

山形県東置賜郡高畠町大字高畠一〇四三番地

合資会社山形サンドサービス

代表社員　大浦美恵子

任意清算公告

当社は、平成二十五年八月二十九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十二日

東京都杉並区荻窪二丁目二三番一四号

合資会社中屋川島商店

代表社員　川島　泰雄

任意清算公告

当社は、平成二十五年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月十二日

東京都豊島区千早四丁目一一番一号

合資会社池田管財

代表社員　池田和王海

第39期決算公告

平成25年9月12日

山形県酒田市北浜町1－1

酒田チップ工業株式会社

代表取締役社長　吉田　証

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,560
	固定資産	10,003
	合計	27,563
負債及び純資産の部	流動負債	2,117
	固定負債	4,665
	株主資本合計	20,780
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,780
	その他利益剰余金	10,780
	（うち当期純利益）	(1,620)
	合計	27,563

第50期決算公告

平成25年9月4日

山形県上山市金谷字鼠谷地1453

株式会社片桐製作所

代表取締役　片桐　鉄哉

貸借対照表の要旨

（平成25年6月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,657
	固定資産	2,246
	合計	4,903
負債及び純資産の部	流動負債	1,168
	固定負債	874
	株主資本合計	2,861
	資本金	70
	利益剰余金	2,791
	（利益準備金）	(18)
	（その他利益剰余金）	(2,773)
	合計	4,903

（注）当期純利益　210百万円

第59期決算公告　平成25年8月26日

北海道函館市本通二丁目53―24

前田産業株式会社

代表取締役社長　津城　尊利

貸借対照表の要旨（平成25年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	759,678
	固定資産	156,646
	合計	916,324
負債及び純資産の部	流動負債	414,324
	固定負債	148
	株主資本合計	502,529
	資本金	15,000
	利益剰余金	487,529
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	483,779
	評価・換算差額等	△677
	合計	916,324

（注）当期純利益　152,180千円